

申告書は
自分で書いて
提出はお早めに

確定申告のお知らせ

↓ 平成23年分の申告書の提出・納税は ↓

所得税

2月16日(木)～3月15日(木)

贈与税

2月1日(水)～3月15日(木)

消費税

4月2日(月)まで

※還付申告の方は1月から確定申告書の提出ができます

確定申告書の作成相談

いずれの相談会も相談できる内容が決められています。それ以外の内容の場合は市川税務署へご相談ください。また、混雑時は早めに締め切ることがあります。各相談会で申告書が完成した方は、その相談会で提出ができます。

震災関係申告相談会

東日本大震災の被害を受けた方を対象に、所得税の雑損控除などの申告相談会を行います。当日は、申告書や損失額の計算書の作成などの個別相談に応じます。

日	月	火	水	木	金	土
1月15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
×	○	○	○	×	○	×
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
×	○	○	○	×	○	×

※時間はいずれも午前9時30分～正午、午後1時～4時

対象 市内在住で、東日本大震災の被害を受けた方
※土地・建物の譲渡所得がある方の相談には応じません

税理士会による無料相談会

日	月	火	水	木	金	土
1月29日	30日	31日	2月1日	2日	3日	4日
×	○	○	○	×	○	×
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
×	○	○	○	×	○	×

※時間はいずれも午前9時30分～正午、午後1時～3時

相談できる方

- ▶ 給与所得のみの方（2カ所以上からの給与がある方、年末調整をしていない方、退職した方など）
 - ▶ 年金所得のみの方
 - ▶ 小規模納税者（白色申告者のうち、所得金額が300万円以下の方）の申告書作成（消費税も可）
 - ▶ 震災による雑損控除などがある方
- ※住宅ローン控除の相談には応じません

一般申告相談会

東日本大震災での被災を考慮し、市川税務署、浦安市、船橋県税事務所、県税理士会市川支部、社団法人市川青色申告会の合同の申告相談会を行います。

相談できる内容

- ▶ 土地・建物の譲渡所得や贈与税の相談を除く全般的な申告相談

時 2月16日(木)～3月15日(木) 午前9時30分～午後4時 ※土・日曜日は除く

確定申告書の提出

時 2月16日(木)～3月15日(木) 午前9時～午後4時
※土曜日を除く。日曜日は市が仮収受をします

作成相談・提出共通

所 文化会館

持ち物 源泉徴収票、印鑑（認め印可）、各種控除証明書・領収書、口座番号のわかるもの

インターネットで 申告書作成



確定申告書等作成コーナー

事前の届け出は不要です。必要な項目を直接入力すると、税額などが自動計算されます。作成した申告書は、印刷して郵送などで提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>をご覧ください。

e-Tax

e-Taxを利用すると自宅などのパソコンから確定申告ができます。利用する場合は、電子証明書付き住民基本台帳カードとICカードリーダライタ（電器店で購入）を用意してください。詳しくは、e-Taxホームページ<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

※住民基本台帳カードの取得方法は、市ホームページをご覧ください。市民課へお問い合わせください。

申告用紙の配布

申告用紙を次のとおり配布します。

【時】 1月16日(月)～3月15日(木)午前9時～午後4時 ※土・日曜日を除く

【所】 文化会館、浦安・新浦安駅前行政サービスセンター《確定申告用紙A（給与・年金所得申告のみの方用）のみ配布》

給与所得の源泉徴収票などの 法定調書の提出

「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書や「平成23年分の給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表」の提出期限は、1月31日(火)です。法定調書は、適正公平な課税の確保のため、一定の基準に該当する支払いに対して提出が義務付けられています。

提出期限直前は窓口が混雑しますので、早めに提出してください。なお、法定調書なども、e-Taxで提出できます。詳しくは、市川税務署管理運営部門へお問い合わせください。

【問】 市川税務署

〒272-8573 市川市北方1-11-10
☎047・335・4101

京成鬼越駅下車徒歩3分、JR総武線本八幡駅北口から鬼越駅経由市川学園または医療センター入口行き「市川税務署」下車。

※駐車場は5月中旬まで利用できません。電車、バスを利用してください。電話は自動音声で案内しています

(市民税課)